

翻 訳

韓国における「住宅賃貸借保護法」及び 「住宅賃貸借保護法施行令」(2・完)

金 鉉 善 訳

「住宅賃貸借保護法」

[施行 2016.12.1]

[法律第 14242 号、2016.5.29、他法改正]

附則<法律第 3379 号、1981.3.5 >

- ① (施行日) この法律は、公布の日から施行する。
- ② (経過措置) この法律は、この法律の施行後に締結又は更新される賃貸借にこれを適用する。ただし、第 3 条の規定は、この法律の施行当時の存続中の賃貸借にもこれを適用するが、この法律の施行前に物権を取得した第三者については、その効力がない。

附則<法律第 3682 号、1983.12.30 >

- ① (施行日) この法律は、1984 年 1 月 1 日から施行する。
- ② (経過措置の原則) この法律は、特別な規定がある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にもこれを適用する。ただし、従前の規定により生じた効力には影響を及ぼさない。
- ③ (借賃等の増額請求に関する経過措置) 第 7 条ただし書の改正規定は、この法律の施行前に借賃等の増額請求があった場合には、これを適用しない。
- ④ (少額保証金の保護に関する経過措置) 第 8 条の改正規定は、この法律の施行前に賃借住宅につき担保物権を取得した者については、これを適用しない。

附則<法律第 4188 号、1989.12.30 >

- ① (施行日) この法律は、公布の日から施行する。
- ② (存続中の賃貸借に関する経過措置) この法律は、特別な規定がある場合を除いては、この法律の施行当時の存続中の賃貸借にもこれを適用する。
- ③ (担保物権者に関する経過措置) この法律の施行前に賃借住宅につき担保物権を取得した者については、従前の規定による。
- ④ (賃貸借の期間に関する経過措置) この法律の施行当時の存続中の賃貸借の期間については、従前の規定による。
- ⑤ (少額保証金に関する経過措置) この法律の施行当時の従前の第 8 条による少額保証金に該当する場合には、従前の規定による。

附則<法律第 5454 号、1997.12.13 >

この法律は、1998 年 1 月 1 日から施行する。<ただし書省略>

附則<法律第 5641 号、1999.1.21 >

- ① (施行日) この法律は、1999 年 3 月 1 日から施行する。
- ② (存続中の賃貸借に関する経過措置) この法律は、特別な規定がある場合を除いては、この法律の施行当時の存続

中の賃貸借にもこれを適用する。

③(賃貸借登記に関する経過措置)第3条の4の改正規定は、この法律の施行前に既に經由された賃貸借登記については、これを適用しない。

附則<法律第 6541 号、2001.12.29 >

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

附則<法律第 6627 号、2002.1.26 >

第1条(施行日)この法律は、2002年7月1日から施行する。

第2条ないし第5条 省略

第6条(他の法律の改正)①ないし④省略

②住宅賃貸借保護法の中を次のように改正する。

第3条の2第1項中「債務名義」とあるのは「執行権原」と、「民事訴訟法第491条の2」とあるのは「民事執行法第41条」と、同条第2項中「民事訴訟法」とあるのは「民事執行法」と、同条第5項中「民事訴訟法第590条ないし第597条」とあるのは「民事執行法第152条ないし第161条」とする。

第3条の3第3項中「民事訴訟法第700条第1項、第701条、第703条、第704条、第706条第1項、第3項及び第4項前段、第707条並びに第710条」とあるのは、「民事執行法第280条第1項、第281条、第283条、第285条、第286条、第288条第1項、第2項及び第3項前段、第289条第1項ないし第4項、第290条第2項のうち第288条第1項に関する部分、第291条並びに第293条」とする。

第3条の5本文中「民事訴訟法」とあるのは、「民事執行法」とする。

④ないし⑤省略

第7条 省略

附則<法律第 7358 号、2005.1.27 >

第1条(施行日)この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法律の改正)①省略

②住宅賃貸借保護法の中を次のように改正する。

第3条の3第3項前段中「民事執行法第280条第1項、第281条、第283条、第285条、第286条、第288条第1項、第2項及び第3項前段、第289条第1項ないし第4項」とあるのは、「民事執行法第280条第1項、第281条、第283条、第285条、第286条、第288条第1項及び第2項本文、第289条」とする。

③省略

第4条 省略

附則<法律第 8583 号、2007.8.3 >

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

附則<法律第 8923 号、2008.3.21 >

この法律は、公布の日から施行する。

附則<法律第 9653 号、2009.5.8 >

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

附則<法律第 10303 号、2010.5.17 >

第1条(施行日)この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。<ただし書省略>

第2条から第8条まで 省略

第9条(他の法律の改正)①から⑥まで省略

⑥住宅賃貸借保護法の一部を次のように改正する。

第7条の2中「金融機関」とあるのは、「銀行」とする。

⑦から⑩まで省略

第10条 省略

附則<法律第 10580 号、2011.4.12 >

第 1 条 (施行日) この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし書省略>

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条 (他の法律の改正) ①から③まで省略

③住宅賃貸借保護法の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 第 7 項中「登記公務員」とあるのは、「登記官」とする。

第 3 条の 4 第 2 項各号外の部分中「〔不動産登記法〕第 156 条の事項のほか」とあるのは、「〔不動産登記法〕第 74 条第 1 号から第 5 号までの事項のほか」とする。

④から⑭まで省略

第 5 条 省略

附則<法律第 11690 号、2013.3.23 >

第 1 条 (施行日) ①この法律は、公布の日から施行する。

②省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条 (他の法律の改正) ①から< 130 >まで省略

< 131 >住宅賃貸借保護法の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 4 項第 5 号中「国土海洋部」とあるのは、「国土交通部」とする。

< 132 >から< 710 >まで省略

第 7 条 省略

附則<法律第 12043 号、2013.8.13 >

第 1 条 (施行日) この法律は、2014 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 第 4 項及び第 6 項から第 9 項まで、第 3 条の 3 第 1 項及び第 9 項並びに第 10 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

第 2 条 (一般的な適用例) この法律は、この法律の施行後最初に締結又は更新される賃貸借から適用する。

第 3 条 (中小企業の法人の対抗力に関する適用例及び経過措置) ①第 3 条第 3 項の改正規定は、法人 (〔中小企業基本法〕第 2 条による中小企業である法人に限る。) が賃借人であるこの法律の施行当時の存続中の賃貸借にも適用するが、この法律の施行前に物権を取得した第三者については、その効力がない。

②第 1 項にかかわらず、この法律の施行当時の存続中の賃貸借の期間については、従前の規定による。

第 4 条 (金融機関等の優先弁済権に関する適用例) 第 3 条の 2 第 4 項及び第 6 項から第 9 項まで並びに第 3 条の 3 第 1 項及び第 9 項の改正規定は、同改正規定の施行当時の存続中の賃貸借にも適用するが、同改正規定の施行後最初に保証金返還債権を譲り受ける場合から適用する。

第 5 条 (月借賃への切替時における算定率の制限に関する適用例) 第 7 条の 2 の改正規定は、この法律の施行当時の存続中の賃貸借にも適用するが、この法律の施行後最初に保証金の全部又は一部を月単位の借賃に切り替える場合から適用する。

附則<法律第 12989 号、2015.1.6 >

第 1 条 (施行日) この法律は、2015 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで 省略

第 5 条 (他の法律の改正) ①から⑳まで省略

㉑住宅賃貸借保護法の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項前段中「国民住宅基金」とあるのは、「住宅都市基金」とする。第 3 条の 2 第 7 項第 9 号中「〔住宅法〕による大韓住宅保証株式会社」とあるのは、「〔住宅都市基金法〕による住宅都市保証公社」とする。

㉒から㉔まで省略

第6条 省略

附則<法律第14175号、2016.5.29>

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第14条から第29条まで及び第31条（住宅賃貸借紛争調停委員会に関する部分のみ該当する。）の改正規定は、公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（月借賃への切替率に関する適用例）第7条の2の改正規定は、この法律の施行当時の存続中の賃貸借にも適用するが、この法律の施行後最初に保証金の全部又は一部を月単位の借賃に切り替える場合から適用する。

附則<法律第14242号、2016.5.29>

第1条（施行日）この法律は、2016年12月1日から施行する。<ただし書省略>

第2条から第20条まで 省略

第21条（他の法律の改正）①から②まで省略

③住宅賃貸借保護法の一部を次のように改正する。

第3条の2第7項第5号中「水産業協同組合中央会」とあるのは、「水協銀行」とする。

④から⑦まで省略

第22条 省略

「住宅賃貸借保護法施行令」

[施行 2016.11.30]

[大統領令第27614号、2016.11.29、一部改正]

第1条（目的）この令は、「住宅賃貸借保護法」で委任された事項及びその施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

[全文改正 2008.8.21]

第2条（対抗力が認められる法人）「住宅賃貸借保護法」（以下「法」という。）

第3条第2項後段中「対抗力が認められる法人」とは、次の各号の法人をいう。<改正 2009.9.21>

1. 「韓国土地住宅公社法」による韓国土地住宅公社
2. 「地方公企業法」第49条により住宅事業を目的として設立された地方公社

[全文改正 2008.8.21]

[第1条の2から移動、従前の第2条は第8条へ移動< 2013.12.30 >]

第2条の2

[第9条へ移動< 2013.12.30 >]

第3条（固有識別情報の処理）次の各号のいずれかに該当する者は、法第3条の6に基づく確定日付の付与及び賃貸借の情報提供等に関する事務を遂行するために不可欠な場合において、「個人情報保護法施行令」第19条第1号及び第4号による住民登録番号及び外国人登録番号を処理することができる。<改正 2016.1.22>

1. 市長（「済州特別自治道の設置及び国際自由都市の造成のための特別法」第11条による行政市長を含むが、特別市長、広域市長及び特別自治市長は除く。）、郡守又は区庁長（自治区の区庁長をいう。）
2. 邑、面又は洞の長
3. 「公証人法」による公証人

[全文改正 2013.12.30]

[第1条の3から移動、従前の第3条は第10条へ移動< 2013.12.30 >]

第4条（確定日付簿の記載事項等）①法第3条の6第1項による確定日付の付与機関（地方裁判所及びその支部並びに登記所は除外し、以下「確定日付の付与機関」という。）が同条第2項に基づいて作成する確定日付簿に記載すべき事項は、次の各号のとおりとする。

1. 確定日付番号
2. 確定日付の付与日

3. 貸貸人及び貸借人の人的事項
 - イ 自然人である場合
氏名、住所、住民登録番号（外国人は、外国人登録番号）
 - ロ 法人又は法人でない団体の場合
法人名又は団体名、法人登録番号又は不動産登記用登録番号、本店又は主たる事務所の所在地
4. 住宅の所在地
5. 貸貸借の目的物
6. 貸貸借の期間
7. 借賃又は保証金
8. 申請人の氏名及び住民登録番号の前の 6 桁（外国人は、外国人登録番号の前の 6 桁）

②確定日付は、確定日付番号、確定日付の付与日及び確定日付の付与機関を住宅貸貸借契約証書に表示する方法によって付与する。

③第 1 項及び第 2 項に規定する事項のほか、確定日付簿の作成方法及び確定日付の付与時の確認事項等の確定日付の付与事務に関して必要な事項は、法務部令で定める。

[本条新設 2013.12.30]

[従前の第 4 条は、第 11 条へ移動< 2013.12.30 >]

第 5 条（住宅の貸貸借について利害関係を有する者の範囲）法第 3 条の 6 第 3 項により情報提供を求めることができる住宅の貸貸借について利害関係を有する者（以下「利害関係人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 当該住宅の貸貸人及び貸借人
2. 当該住宅の所有者
3. 当該住宅又はその敷地の登記記録に記録された権利者のうち法務部令で定める者
4. 法第 3 条の 2 第 7 項により優先弁済権を承継した金融機関
5. 第 1 号から第 4 号までに準ずる地位又は権利を有する者として法務

部令で定める者

[本条新設 2013.12.30]

[従前の第 5 条は、第 12 条へ移動< 2013.12.30 >]

第 6 条（要請することができる情報の範囲及び提供の方法）①貸貸借契約の当事者は、法第 3 条の 6 第 3 項により確定日付の付与機関に当該貸貸借契約に関する次の各号の事項の閲覧又はその内容を記録した書面の交付を求めることができる。

1. 貸貸借の目的物
2. 貸貸人及び貸借人の人的事項
3. 確定日付の付与日
4. 借賃又は保証金
5. 貸貸借の期間

②貸貸借契約の当事者でない利害関係人又は貸貸借契約を締結しようとする者は、法第 3 条の 6 第 3 項又は第 4 項により確定日付の付与機関に次の各号の事項の閲覧又はその内容を記録した書面の交付を求めることができる。

1. 貸貸借の目的物
2. 確定日付の付与日
3. 借賃又は保証金
4. 貸貸借の期間

③第 1 項及び第 2 項に規定する事項のほか、情報提供の要請に必要な事項は、法務部令で定める。

[本条新設 2013.12.30]

[従前の第 6 条は、第 13 条へ移動< 2013.12.30 >]

第 7 条（手数料）①法第 3 条の 6 第 5 項により確定日付の付与機関に支払わなければならない手数料は、確定日付の付与に関する手数料と情報提供に関する手数料に区分し、その具体的な金額は、法務部令で定める。

②「国民基礎生活保障法」による受給者等の法務部令で定める者に対しては、第 1 項による手数料を免除することができる。

[本条新設 2013.12.30]

[従前の第7条は、第14条へ移動< 2013.12.30 >]

第8条（借賃等の増額請求の基準等）

①法第7条による借賃又は保証金（以下「借賃等」という。）の増額請求は、約定した借賃等の20分の1の金額を超えることができない。

②第1項による増額請求は、賃貸借契約又は約定した借賃等の増額があった後の1年以内にはすることができない。

[全文改正 2008.8.21]

[第2条から移動、従前の第8条は第15条へ移動< 2013.12.30 >]

第9条（月借賃への切替時における算定率）

①法第7条の2第1号中「大統領令で定める割合」とは、年1割をいう。

②法第7条の2第2号中「大統領令で定める利率」とは、年3.5%をいう。

<改正 2016.11.29 >

[全文改正 2013.12.30]

[第2条の2から移動、従前の第9条は第16条へ移動< 2013.12.30 >]

第10条（保証金のうちの一定額の範囲等）

①法第8条により優先弁済を受ける保証金のうちの一定額の範囲は、次の各号の区分による金額の以下とする。 < 改 正 2010.7.21、2013.12.30、2016.3.31 >

1. ソウル特別市：3千400万ウォン
2. 「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域（ソウル特別市は除く。）：2千700万ウォン
3. 広域市（「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域に含まれている地域及び軍の地域は除く。）、世宗特別自治市、安山市、龍仁市、金浦市及び光州市：2千万ウォン
4. その他の地域：1千700万ウォン

②賃借人の保証金のうちの一定額が住宅価額の2分の1を超える場合には、住宅価額の2分の1に該当する金額までのみ優先弁済権がある。

③一つの住宅に賃借人が2人以上でその各保証金のうちの一定額を合計した金額が住宅価額の2分の1を超える場合には、その各保証金のうちの一定額を合計した金額に対する各賃借人の保証金のうちの一定額の割合でその住宅価額の2分の1に該当する金額を分割した金額を各賃借人の保証金のうちの一定額とする。

④一つの住宅に賃借人が2人以上でそれらの者がその住宅で家庭共同生活をしている場合には、それらの者を1人の賃借人とし、それらの者の各保証金を合算する。

[全文改正 2008.8.21]

[第3条から移動、従前の第10条は第17条へ移動< 2013.12.30 >]

第11条（優先弁済を受ける賃借人の範囲）

法第8条により優先弁済を受ける賃借人は、保証金が次の各号の区分による金額の以下である賃借人とする。 < 改 正 2010.7.21、2013.12.30、2016.3.31 >

1. ソウル特別市：1億ウォン
2. 「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域（ソウル特別市は除く。）：8千万ウォン
3. 広域市（「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域に含まれている地域及び軍の地域は除く。）、世宗特別自治市、安山市、龍仁市、金浦市及び光州市：6千万ウォン
4. その他の地域：5千万ウォン

[全文改正 2008.8.21]

[第4条から移動、従前の第11条は第18条へ移動< 2013.12.30 >]

第12条（住宅賃貸借委員会の構成）

法第8条の2第4項第6号中「大統領令で定める者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 特別市、広域市、道及び特別自治道（以下「市及び道」という。）の住宅政策又は不動産関連業務を

- 担当する主務部署の室長及び局長
2. 司法書士として 5 年以上当該分野で従事し住宅賃貸借関連業務の経験が豊富な者

[本条新設 2009.7.30]

[第 5 条から移動、従前の第 12 条は第 19 条へ移動< 2013.12.30 >]

第 13 条 (委員の任期等) ① 法第 8 条の 2 による住宅賃貸借委員会 (以下「委員会」という。) の委員の任期は、2 年とし、1 回のみ連任することができる。ただし、公務員である委員の任期は、その職に在職する期間とする。< 改正 2016.3.31 >

② 委員長は、委嘱された委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該委員を解嘱することができる。< 改正 2016.3.31 >

1. 心身障害により職務を遂行することができなくなった場合
2. 職務と関連する刑事事件で起訴された場合
3. 職務怠慢、品位損傷その他の事由により委員に適合しないと認められる場合
4. 委員自ら職務を遂行することが困難であるとの意思を述べた場合

[本条新設 2009.7.30]

[第 6 条から移動、従前の第 13 条は第 20 条へ移動< 2013.12.30 >]

第 14 条 (委員長の職務) ① 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

② 委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

[本条新設 2009.7.30]

[第 7 条から移動< 2013.12.30 >]

第 15 条 (幹事) ① 委員会に幹事 1 人を置くが、その幹事は、住宅賃貸借関連業務に従事する法務部所属の高位公務員団に属する一般職公務員 (これに

相当する特定職又は別定職公務員を含む。) の中から委員会の委員長が指名する。

② 幹事は、委員会の運営を支援し、委員会の会議に関する記録その他書類の作成及び保管に関する事務を処理する。

③ 幹事は、委員会に出席し、審議事項を説明その他必要な発言をすることができる。

[本条新設 2009.7.30]

[第 8 条から移動< 2013.12.30 >]

第 16 条 (委員会の会議) ① 委員会の会議は、毎年 1 回開催される定期会議と、委員長が必要と認定又は委員の 3 分の 1 以上が要求する場合に開催される臨時会議に区分して運営する。

② 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

③ 委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席により開議し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

④ 委員会の会議は、非公開とする。

⑤ 委員長は、委員でない者を会議に出席させて意見を聞き、又は関係機関若しくは団体等に必要な資料、意見の提出等の協力を求めることができる。

[本条新設 2009.7.30]

[第 9 条から移動< 2013.12.30 >]

第 17 条 (実務委員会) ① 委員会で審議する案件の協議を効率的に支援するために、委員会に実務委員会を置く。

② 実務委員会は、次の各号の事項を協議及び調停する。

1. 審議案件及びこれに関連して委員会が委任した事項
2. その他委員長及び委員が実務協議を求める事項

③ 実務委員会の委員長は委員会の幹事になり、実務委員会の委員は次の各号の者の中からその所属機関の長が指名する者とする。< 改正 2013.3.23 >

1. 企画財政部で物価関連業務を担当

- する5級以上の国家公務員
2. 法務部で住宅賃貸借関連業務を担当する5級以上の国家公務員
 3. 国土交通部で住宅事業又は住居福祉関連業務を担当する5級以上の国家公務員
 4. 市及び道で住宅政策又は不動産関連業務を担当する5級以上の地方公務員

[本条新設 2009.7.30]

[第10条から移動< 2013.12.30 >]

第18条(専門委員) ①委員会の審議事項に関する専門的な調査及び研究業務を遂行するために、5人以内の専門委員を置くことができる。

②専門委員は、法律、経済学又は不動産学等の学識及び経験を備えた者の中から法務部長官が委嘱し、任期は2年とする。

[本条新設 2009.7.30]

[第11条から移動< 2013.12.30 >]

第19条(手当) 委員会又は実務委員会の委員については、予算の範囲内で手当を支給することができる。ただし、公務員である委員がその所管業務と直接に関連して委員会に出席する場合は、この限りでない。

[本条新設 2009.7.30]

[第12条から移動< 2013.12.30 >]

第20条(運営細則) この令で規定する事項のほか、委員会の運営に必要な事項は、法務部長官が定める。

[本条新設 2009.7.30]

[第13条から移動< 2013.12.30 >]

附則<大統領令第11441号、1984.6.14 >
この令は、公布の日から施行する。

附則<大統領令第12283号、1987.12.1 >

①(施行日) この令は、公布の日から施行する。

②(少額保証金の範囲の変更による経過措置) この令の施行前に賃借住宅に

つき担保物権を取得した者については、従前の規定を適用する。

附則<大統領令第12930号、1990.2.19 >
この令は、公布の日から施行する。

附則<大統領令第14785号、1995.10.19 >

①(施行日) この令は、公布の日から施行する。

②(経過措置) この令の施行前に賃借住宅につき担保物権を取得した者については、従前の規定による。

附則<大統領令第17360号、2001.9.15 >

①(施行日) この令は、公布の日から施行する。

②(経過措置) この令の施行前に賃借住宅につき担保物権を取得した者については、従前の規定による。

附則<大統領令第17627号、2002.6.19 >

この令は、2002年6月30日から施行する。

附則<大統領令第20334号、2007.10.23 >

この令は、2007年11月4日から施行する。

附則<大統領令第20971号、2008.8.21 >

第1条(施行日) この令は、公布の日から施行する。

第2条(経過措置) この令の施行前に賃借住宅につき担保物権を取得した者については、従前の規定による。

附則<大統領令第21650号、2009.7.30 >

この令は、2009年8月9日から施行する。

附則<大統領令第21744号、2009.9.21 >

第1条(施行日) この令は、2009年10月1日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第 4 条 (他の法令の改正) ①から④まで省略

④住宅賃貸借保護法施行令の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号を次のようにする。

1. 「韓国土地住宅公社法」による韓国土地住宅公社

④から④まで省略

第 5 条 省略

附則<大統領令第 22284 号、2010.7.21 >

第 1 条 (施行日) この令は、2010 年 7 月 26 日から施行する。

第 2 条 (経過措置) この令の施行前に賃借住宅につき担保物権を取得した者については、従前の規定による。

附則<大統領令第 23488 号、2012.1.6 >

第 1 条 (施行日) この令は、公布の日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条 省略

附則<大統領令第 24415 号、2013.3.23 >

第 1 条 (施行日) この令は、公布の日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条 (他の法令の改正) ①から⑬まで省略

⑭住宅賃貸借保護法施行令の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 3 号中「国土海洋部」とあるのは、「国土交通部」とする。

⑮及び⑯省略

附則<大統領令第 25035 号、2013.12.30 >

第 1 条 (施行日) この令は、2014 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 (確定日付の付与機関の情報提供の範囲に関する適用例) 第 6 条の改正規定は、この令の施行後に作成される確定日付簿の記載事項 (他の確定日付の付与機関が保有する情報のうち電算処理情報組織を利用して提供するこ

とができる情報を含む。) から適用する。

第 3 条 (月借賃への切替時における算定率の制限に関する適用例) 第 9 条の改正規定は、この令の施行当時の存続中の賃貸借契約にも適用するが、この令の施行後の保証金の全部又は一部を月単位の借賃に切り替える場合から適用する。

第 4 条 (少額保証金の保護に関する適用例) 第 10 条及び第 11 条の改正規定は、この令の施行当時の存続中の賃貸借契約にも適用するが、この令の施行前に賃借住宅につき担保物権を取得した者については、従前の規定による。

第 5 条 (他の法令の改正) ①賃貸住宅法施行令の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 2 項中「〔住宅賃貸借保護法施行令〕第 2 条第 1 項」とあるのは、「〔住宅賃貸借保護法施行令〕第 8 条第 1 項」とする。

②債務者再生及び破産に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「〔住宅賃貸借保護法施行令〕第 3 条第 1 項」とあるのは、「〔住宅賃貸借保護法施行令〕第 10 条第 1 項」とする。

③土地賃貸付分譲住宅の供給を促進するための特別措置法施行令の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「〔住宅賃貸借保護法施行令〕第 2 条第 1 項」とあるのは、「〔住宅賃貸借保護法施行令〕第 8 条第 1 項」とする。

附則<大統領令第 26922 号、2016.1.22 >

第 1 条 (施行日) この令は、2016 年 1 月 25 日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条 (他の法令の改正) ①から⑳まで省略

㉑住宅賃貸借保護法施行令の一部を次

のように改正する。

第3条第1号中「〔濟州特別自治道の設置及び国際自由都市の造成のための特別法〕第17条」とあるのは、「〔濟州特別自治道の設置及び国際自由都市の造成のための特別法〕第11条」とする。

㉑から㉒まで省略

第5条及び第6条 省略

附則<大統領令第27078号、2016.3.31>

第1条(施行日) この令は、公布の日から施行する。

第2条(少額保証金の保護に関する適用例等) 第10条及び第11条の改正規定は、この令の施行当時の存続中の賃貸借契約にも適用するが、この令の施行前に賃借住宅につき担保物権を取得した者については、従前の規定による。

第3条(住宅賃貸借委員会の委嘱委員の連任に関する適用例) ①第13条第1項の改正規定は、この令の施行以後の住宅賃貸借委員会の委員に委嘱される者から適用する。

②第1項により第13条第1項の改正規定を適用する場合において、この令の施行前最初に委嘱されて任期中にある委員はその任期満了後の1回を連任することができ、この令の施行前に1回以上連任されて任期中にある委員はその任期満了後は連任することができない。

附則<大統領令第27614号、2016.11.29>

この令は、2016年11月30日から施行する。